

令和3年第1回熊野町議会定例会

会議録（第2号）

1. 招集年月日 令和3年3月9日
2. 招集の場所 熊野町議会議場
3. 開議年月日 令和3年3月10日

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（15名）

- |           |          |
|-----------|----------|
| 1番 水原耕一   | 2番 福垣内邦治 |
| 3番 光本一也   | 4番 中島数宜  |
| 5番 尺田耕平   | 6番 竹爪憲吾  |
| 7番 諏訪本光   | 8番 沖田ゆかり |
| 9番 片川学    | 10番 時光良造 |
| 11番 民法正則  | 12番 荒瀧穂積 |
| 13番 山吹富邦  | 15番 中原裕侑 |
| 16番 大瀬戸宏樹 |          |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席委員（1名）

- 14番 山野千佳子

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- |        |      |
|--------|------|
| 町長     | 三村裕史 |
| 副町長    | 岩田秀次 |
| 教育長    | 林保   |
| 総務部長   | 宗條勲  |
| 住民生活部長 | 貞永治夫 |
| 健康福祉部長 | 時光良弘 |
| 建設農林部長 | 沖田浩  |
| 教育部長   | 横山大治 |
| 総務部次長  | 堀野辰夫 |

|           |         |
|-----------|---------|
| 住民生活部次長   | 立 花 太 郎 |
| 健康福祉部次長   | 西 岡 隆 司 |
| 建設農林部次長   | 堂 森 憲 治 |
| 建設農林部技術次長 | 寺垣内 栄 作 |
| 教 育 部 次 長 | 隼 田 雅 治 |
| 財 務 課 長   | 西 川 伸一郎 |
| 政策企画課長    | 須 賀 雅 彦 |
| 産業観光課長    | 榎 並 正 和 |
| 収納管理課長    | 福 嶋 春 樹 |
| 防災安全課長    | 花 岡 秀 城 |
| 高齢者支援課長   | 西 村 ゆ り |
| 子育て支援課長   | 佛 圓 至 裕 |
| 健康推進課長    | 桐 木 和 義 |
| 生活環境課長    | 宗 像 雅 充 |
| 農林緑地課長    | 堀 野 准   |
| 上下水道課長    | 多久見 良 数 |
| 会 計 課 長   | 穂 坂 俊 彦 |



7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|         |         |
|---------|---------|
| 議会事務局長  | 西 村 隆 雄 |
| 議会事務局書記 | 尾 濱 宏 教 |



8. 議 事 日 程 (第 2 号)

開 会 宣 告

- 日程第 1 議案第 1 号 第 6 次熊野町総合計画基本構想の策定について
- 日程第 2 議案第 2 号 熊野町精神障害者医療費支給条例案について
- 日程第 3 議案第 3 号 熊野防災交流センターの設置及び管理に関する条例案について
- 日程第 4 議案第 4 号 熊野町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例案について

- 日程第 5 議案第 5 号 熊野町出張所設置条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 6 議案第 6 号 職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例案について
- 日程第 7 議案第 7 号 熊野町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 8 議案第 8 号 重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 9 議案第 9 号 熊野町介護保険条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 10 議案第 10 号 熊野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例案について
- 日程第 11 議案第 11 号 町道の路線認定について
- 日程第 12 議案第 12 号 令和 2 年度熊野町一般会計補正予算（第 9 号）について
- 日程第 13 議案第 13 号 令和 2 年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 14 議案第 14 号 令和 2 年度熊野町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 15 議案第 15 号 令和 2 年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 16 議案第 16 号 令和 2 年度熊野町上水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 17 議案第 17 号 令和 3 年度熊野町一般会計予算について
- 日程第 18 議案第 18 号 令和 3 年度熊野町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第 19 議案第 19 号 令和 3 年度熊野町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第 20 議案第 20 号 令和 3 年度熊野町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 21 議案第 21 号 令和 3 年度熊野町介護保険特別会計予算について
- 日程第 22 議案第 22 号 令和 3 年度熊野町上水道事業会計予算について
- 日程第 23 発議第 1 号 熊野町議会会議規則の一部を改正する規則案について

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

(開会 9 時 30 分)

○議長（大瀬戸） ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、昨日に引き続き、会議を再開します。

なお、山野議員から午前中の会議を欠席する旨、連絡が入っております。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第1、議案第1号、第6次熊野町総合計画基本構想の策定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第1号、第6次熊野町総合計画基本構想の策定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

平成23年度を初年度とする第5次熊野町総合計画ですが、本年度をもって10年間の計画期間が満了いたします。この計画期間では、「ひと まち 育む 筆の都 熊野」を将来像に掲げ、まちづくりを推進してまいりましたが、少子高齢化や人口減少の急速な進行による地域経済の縮小、高度情報化社会の進展など、本町を取り巻く環境は大きく変化しております。さらに、平成30年7月豪雨による災害の経験や、新型コロナウイルス感染症の町民の日常生活への影響などによって、自然災害や新たな感染症などの様々なリスクに対する町民意識は高まっております。

こうした状況を踏まえ、今後の熊野町のまちづくりの基本的な方向性と将来の目標を住民全体で共有し、持続可能なまちづくりに取り組むため、令和3年度を初年度とする新たな総合計画を策定いたします。

新総合計画案の策定に当たりましては、若手職員を中心とするワーキング・グループ、策定委員会、そして策定の最高意思決定機関である策定本部で施策等の検討を重ねた上で計画案を作成し、熊野町総合計画審議会において審議をいただきました。

また、この新総合計画の基本構想につきましては、熊野町総合計画策定条例第5条の規定により、審議会への諮問が必要であることから、令和2年3月17日付で諮問を行っており、去る2月19日に当審議会から「適当である」との答申をいただきました。これを受けまして、同条例第6条の規定により、基本構想の策定について町議会の議決をお願いするものでございます。

今回提案いたします基本構想における将来像につきましては、現行計画の「ひと ま

ち 育む 筆の都 熊野」を継承し、副題として「なんかいい ちょうどいい そう想えるまちを目指して」を新たな視点として加えております。今後は、この構想の下、議員の皆様のお協力をいただきながら、住民との共生による信頼と連携を基本とし、持続的なまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

詳細につきましては、政策企画課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 須賀政策企画課長。

~~~~~○~~~~~

○政策企画課長（須賀） 議案第1号、第6次熊野町総合計画基本構想の策定の詳細につきまして、御説明申し上げます。

議案の次のページ、第6次熊野町総合計画基本構想（案）を御覧ください。表紙を開いていただいたところに目次がございます。本基本構想は、序論と基本構想の2部構成といたしております。

続いて、2枚めくっていただきまして、2ページをお開きください。

第1節、計画策定の基本方針でございます。

第1項、計画策定の趣旨につきましては、先ほど提案理由の説明で町長が申し上げましたとおりでございます。

次に、第2項、計画策定の基本的視点でございます。計画策定に当たっては、目標と成果を分かりやすく公表できる計画づくり、協働による計画づくり、優先順位を明確にした計画づくり、この3つの基本的視点に沿って、計画の策定に取り組んでまいりました。

次に、3ページをお願いします。第3項、計画の構成と目標年次でございます。本計画は、図1-1で示しておりますイメージのとおり、基本構想、重点戦略（総合戦略）、基本計画、実施計画で構成します。

基本構想は、本町の将来像とそれを実現するための基本目標を示すもので、計画期間は図1-2のとおり、令和3年度から令和12年度までの10年間としております。

重点戦略（総合戦略）は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を位置づけ、基本計画における人口減少施策や地方創生に関する施策といった重点的な施策をまとめており、計画期間は前期基本計画と同じく、令和3年度から令和7年度までの5年間としており

ます。

基本計画は、基本構想に掲げる将来像の実現に向け、具体的な施策の目的や方針などを示すもので、同じく10年間を計画期間としますが、社会情勢等の変化に柔軟に対応できるように、前期・後期、それぞれ5年間に分けて策定をします。

実施計画は、主要な事業を5か年計画で示すもので、毎年度、見直しを行ってまいります。

続く4ページから21ページまでは、第2節、計画の背景と課題を示しております。

そのうち、6ページまでは本町を取り巻く社会や経済の動向について記述しており、6ページの「9、SDGsの考え方の導入」では、本計画においても各種施策とSDGsの関連を明確にし、常に世界を見据えた取組を実施することにより、国際目標であるSDGsの推進に貢献するとともに、持続可能な社会の実現を目指すとしております。

続きまして16ページまでは、位置や人口、世帯数、産業、財政などの「熊野町の姿」について記述をしております。

続きまして、17ページから19ページまでは、第3項、住民意識の把握でございます。住民との協働による計画づくりを実現するため、住民意識調査や住民ワークショップなどを実施し、得られた意見等を19ページのとおり、まちづくりの分野にまとめ、各分野の計画や施策の検討、次の20ページからの「熊野町の課題」の整理に活用しております。

24ページをお開きください。

第2章、基本構想、第1節、目指す町の姿でございます。

まず、第1項の将来像につきましては、「ひと まち 育む 筆の都 熊野～なんかいい ちょうどいい そう想えるまちを目指して～」としております。「ひと まち 育む 筆の都 熊野」は現行計画の将来像と同じでございますが、将来像は長期的なものであることから、第6次総合計画においても、これを継承することとし、さらに新たな視点として、サブタイトルを加えたものでございます。町民との「共生による信頼と連携」を基本に、持続的なまちづくりを進めることで、「なんかいいことが多いまち」、「私たちの暮らしにちょうどいいまち」を実現しようとするものでございます。

次に、25ページ、第2項、人口ビジョンでございます。本町の人口は平成12年を境に減少に転じており、減少速度は加速的なものとなっております。本計画では、施策の実施により人口の維持に計画的に取り組むこととし、10年後の令和12年（203

0年)の目標人口を2万1,000人とし、令和42年(2060年)までには1万5,000人を上回る将来展望を目指すこととしております。

次に、27ページをお開きください。第3項、土地利用の方向でございます。本計画と同じく令和3年度を初年度とする都市計画マスタープランの内容との調整を図り、「1、土地利用の基本的な考え方」、「2、ゾーンの構成」、「3、拠点の設定」について、方向性を示しております。

次に、30ページをお開きください。第4項、将来像を実現するための基本目標でございます。基本構想の将来像に示される「なんかいい」、「ちょうどいい」を実感できるまちを目指して、6つの基本目標とその目標を達成するための35の基本施策を示しております。

「基本目標1、誰もが元気で健やかに暮らせるまち」では、目標達成のため、1、地域福祉の推進、2、子育て支援の推進、3、高齢者福祉の推進、4、障害者福祉の推進、5、健康づくりと地域医療体制の充実、6、社会保障の安定を基本施策としております。

「基本目標2、学ぶ力と豊かな心を育むまち」では、目標達成のため、1、学校教育の推進、2、生涯学習の振興、3、文化・芸術の振興、4、スポーツの振興、5、人権が尊重された社会づくり、6、青少年健全育成、7、地域間交流・多文化共生・国際理解の推進を基本施策としております。

続いて、31ページでございます。「基本目標3、活力と魅力に満ちた元気なまち」では、目標達成のため、1、移住・定住の推進、2、商工業の振興、3、観光の振興、4、雇用の促進、5、熊野筆ブランドの充実を基本施策としております。

「基本目標4、安心・安全で快適に暮らせるまち」では、目標達成のため、1、防災・減災対策の強化、2、砂防・治山・治水の推進、3、消防・救急体制の充実、4、道路交通網の整備・充実、5、生活インフラの整備、6、防犯・交通安全対策の推進、7、消費者の保護と意識啓発を基本施策としております。

続きまして、32ページ、「基本目標5、人と自然が調和する美しいまち」では、目標達成のため、1、土地利用と都市計画の推進、2、公園・緑地の整備・保全、3、自然環境の保全、4、循環型社会の形成、5、美しい景観の形成、6、農地の維持を基本施策としております。

「基本目標6、自立と協働、みんなで創る持続可能なまち」では、目標達成のため、1、町民参画の推進、2、効率的・効果的な行財政運営の推進、3、スマート自治体へ

の体制整備、4、広域連携の推進を基本施策としております。

次に、33ページ、「第2節、施策の体系」でございます。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を総合計画における基本計画の重点戦略として位置づけ、基本計画と共通の指標を定め、人口減少施策や地方創生に関する施策を一体的に推進する体系としております。

続いて、34ページ、35ページをお開きください。ここでは基本計画と重点戦略の関連表を掲載しております。基本計画の中で重点戦略と関わりの深いまちづくりの分野（基本目標）を白い丸印、関わりが深くかつ共通のKGIを定めている分野を黒い丸印で示し、関連性を分かりやすく示しております。

説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第1号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第2、議案第2号、熊野町精神障害者医療費支給条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第2号、熊野町精神障害者医療費支給条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、広島県が定める福祉医療費公費負担事業費補助金交付要綱の一部が改正されることに伴い、熊野町でも精神障害者に対する医療費の助成が行えるよう条例を制定するものであります。

詳細につきましては、健康福祉部次長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西岡健康福祉部次長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部次長（西岡） 議案第2号、熊野町精神障害者医療費支給条例案につきまして、お手元の資料1により説明をさせていただきます。

まず、1の概要についてでございます。広島県が定める福祉医療費公費負担事業補助金交付要綱が、令和3年度から、新たに一定の要件を満たした精神障害者についても医療費補助の対象となるよう拡充される予定であります。これに伴い、熊野町でも精神障害者に対する医療費の助成を開始するため、条例を制定するものであります。

次に、2の施行日についてでございます。施行日は令和3年4月1日とさせていただきます。

次に、3の対象者についてでございます。以下の要件を全て満たす人とさせていただきます。

まず、熊野町に住所を有する人。次に、精神障害者保健福祉手帳1級所持者、ただし、（精神通院）自立支援医療受給者に限ります。それから、65歳未満で国民健康保険、社会保険等各種健康保険の被保険者、または65歳以上で後期高齢者医療による被保険者。最後に、一定の所得要件に該当する人。これら全てを満たす人を対象者とさせていただきます。

次に、4の助成内容についてでございます。受給者の医療費のうち、自己負担分に対して助成を行い、受給者は下記の表の区分に応じた一部負担金を支払います。

通院医療費、指定訪問看護、柔道整復師、あん摩マッサージ師、針師、灸師による施術については、1保健医療機関等につき1日200円を、1か月に4日まで負担していただきます。5日以上は一部負担金はありません。調剤費については、一部負担金はありません。治療用装具費については、窓口では一度全額負担していただきますが、その後償還払いの申請をいただき、健康保険からの給付と合わせて一部負担金がなくなる

よう支給いたします。

次に、5の受給者証の有効期間についてでございます。有効期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間とさせていただきます。また、所得情報を参照し、毎年8月1日に受給者証を更新いたします。前年度対象となった方は、更新手続は不要です。対象とならなかった人については、翌年7月に申請の勸奨通知を発送いたします。

次に、6の費用の補助についてでございます。費用については、県費による補助がございます。補助率は2分の1となっております。

最後に、7の今後のスケジュールについてでございます。今後の予定としましては、今議会において条例案を御承認いただきました後、3月中旬に申請書の受付を開始いたします。また、同時期に熊野町医師会に対し制度説明を行います。3月下旬には受給者に対し受給者証を発送いたします。この制度の周知につきましては、4月町広報及びホームページへの掲載により周知させていただきます。

説明は以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

光本議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（光本） この制度に該当される対象者の数は何人おられますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西岡健康福祉部次長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部次長（西岡） 精神保健福祉手帳1級所持者の方が10名町内にいらっしゃいます。そのうち既に重度医療で受給されている方を除きますと、今回6名の方が該当されると想定しております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（光本） 6名ということです。現行の制度、自立支援医療受給者の方は1割負担

で今現状受けられておりますが、この制度により1回200円ということで、負担が必ず少なくなるという解釈でよろしいでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西岡次長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部次長（西岡） 自立支援医療（精神通院）の方につきましては、1割負担をいただいております。今回の制度につきましては、自立支援医療で精神通院されている方につきましては、まずこの自立支援医療のほうで1割を自己負担していただくと。今回の条例での医療費助成について200円で済むということになりますので、医療費については軽減されます。

あと、今回の制度ですと、精神の病院への通院のみならず、一般の医療についても対象となりますので、かなり医療費については助成されるものと思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） この周知の方法についてなんですけれども、ホームページ、また町広報のほうで周知を図るということでしたが、対象の方が6人ということで、これは申請がなかった場合、町のほうからも働きかけていただきたいと思いますし、また対象とならなかった人については翌年7月に申請の勧奨通知を発送するという事なんです、ちょっとこのあたりを詳しく御説明願います。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西岡次長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部次長（西岡） 周知につきましては、ホームページと町広報ということで広く周知はさせていただきますが、対象者の方については郵送で直接お知らせするようにしております。

来年、1年たったときの本人に対しては受給者証を直接発送させていただきまして、申請を、今回該当にならなかった方については、再度郵送で申請の御案内をさせていただくということにしております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第2号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第3、議案第3号、熊野防災交流センターの設置及び管理に関する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第3号、熊野防災交流センターの設置及び管理に関する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、平成30年7月豪雨の教訓から、町の中央、東部、西部の各地域に防災・減災活動及び避難所運営の拠点施設を設けることとした防災拠点施設整備構想に基づき整備いたします熊野東防災交流センターが令和3年6月に供用開始されることから、防災交流センターの設置及び管理を行う上で必要な事項を定めるものでございます。

詳細につきましては、防災安全課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 花岡防災安全課長。

~~~~~○~~~~~

○防災安全課長（花岡） 議案第3号、熊野防災交流センターの設置及び管理に関する条例案の詳細につきまして、御説明申し上げます。

本条例案は、防災拠点施設整備構想に基づき、町の中央、東部、西部に防災・減災活動及び避難所運営等の拠点施設として防災交流センターを整備するもので、施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものでございます。

条例の主な内容といたしますと、目的として、町民の防災意識の高揚及び防災技術の向上など、地域防災の確立を図ることを目的として、防災交流センターを設置することとし、①防災意識啓発に係る防災教育の推進に関する事業、②自主防災力の向上の推進に関する事業、③防災資機材及び非常食等の備蓄に関する事業、④地域住民のコミュニティー活動の促進に関する事業、⑤町長が特に必要と認める事業を実施するものといたします。

このたび町東部地域に整備する施設の名称といたしましては、熊野東防災交流センターとし、その位置は、熊野町初神三丁目1番13号といたします。なお、センターには、センター長のほか、センターの運営に必要な職員を配置することといたします。

センターの使用については、使用申請書を提出し、町長の許可を受けたものについて、施設使用の許可をすることとし、①センターの秩序または善良な風俗を害するおそれがあるとき、②センターの施設及び設備が毀損するおそれがあるとき、③運営上支障があるとき、④町長が不適當を認めるときにはセンターの使用を認めないことといたします。

また、①条例または規則及び指示に違反したとき、②使用者が使用条件に違反したとき、③使用の制限に係る事態が発生したとき、④センターが災害その他の理由により使用できなくなったとき、⑤管理上の都合により町長が特に認めたときには、使用の許可を取り消し、または使用の停止を命ずることができることといたします。

使用料については別表のとおりですが、部屋として区切られた空間ではない場所については、緊急時には避難所として利用する施設であることから、町民の皆様には休息や待ち合わせなどで日頃から利用していただくことで、通い慣れた場所として抵抗感なく避難していただける環境づくりのため、使用料を徴収しないことといたします。

また、①公用または公益事業のために使用するとき、②防災意識啓発に係る防災教育の推進のために使用するとき、③その他特別な事情があると認められるときには、使用料の一部または全部を免除することができることといたします。

なお、本条例は、「熊野防災交流センターの設置及び管理に関する条例の施行日を定

める規則」で定める日から施行することといたします。

説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 備品購入についてなんですけれども、先月の入札で電気備品については落札されていますが、その他備品については入札不調となっていますが、これについて今後どのように対応されるのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 花岡防災安全課長。

~~~~~○~~~~~

○防災安全課長（花岡） その他備品が不調になっておりますが、今月末の入札にかけて完成までに調達する方向で今調整しております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第3号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第4、議案第4号、熊野町立公民館の設置及び管理等に

関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第4号、熊野町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本年6月に予定しております東防災交流センターの開館に伴い、東公民館を閉館とし、これまで東公民館が担ってきた地域コミュニティーの場としての役割を防災交流センターの施設を利用した運用に転換するために条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、教育部次長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 隼田教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（隼田） 議案第4号、熊野町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、御説明を申し上げます。

熊野東公民館は昭和54年の建設、開館から既に40年以上が経過し、建物の老朽化はもとより、旧耐震基準での建物であること、土砂災害ハザードマップにおけるイエローゾーンに指定された区域内に位置することなどから、館の移転を検討してまいりました。こうした中、熊野東防災交流センターが建設され、この施設は熊野町の重要な防災拠点の一つとして位置づけられることはもちろんのこと、平時においては、これまで人と人との交流や生涯学習の拠点としての役割を担ってきた熊野東公民館に代わるものとして、この施設の活用を図ろうとするものでございます。今後の公民館活動については、町公民館を生涯学習、社会教育等に係る拠点として集約し、防災交流センターを公民館の分館として位置づけて運用を図ってまいりたいと考えております。

こうしたことから、熊野東公民館を廃館とし、熊野東防災交流センター内に、町公民館の分館を置き運用していくため、条例の一部を改正するものでございます。

なお、施行日につきましては、「熊野防災交流センターの設置及び管理に関する条例の施行の日から施行する。」としております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第4号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第5、議案第5号、熊野町出張所設置条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第5号、熊野町出張所設置条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、現在、東公民館内に設置しております東出張所が、東公民館の廃止に伴い、新たに開設される熊野東防災交流センター内に移転することから所在地が変更するため、条例の一部を改正するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第5号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第6、議案第6号、職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第6号、職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の廃止及び特別措置法の一部改正を受け、当該規定等を引用する条例について新型コロナウイルス感染症の定義を改正するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第6号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） これより日程第7、議案第7号、熊野町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○町長（三村） 議案第7号、熊野町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、広島県が定める福祉医療費公費負担事業費補助金交付要綱の一部が改正されることに伴う条例の一部改正でございます。

改正内容といたしましては、ひとり親家庭等医療費の受給資格者に国民健康保険法第116条に規定する修学中の被保険者、具体的には修学のためだけに保護者と住所を別にしている児童を明記するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第7号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） これより日程第8、議案第8号、重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○町長（三村） 議案第 8 号、重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、広島県が定める福祉医療費公費負担事業費補助金交付要綱の一部が改正されることに伴う条例の一部改正でございます。

改正内容といたしましては 4 点あります。

1 つ目は、重度心身障害者医療費の受給資格者に国民健康保険法第 116 条に規定する修学中の被保険者、具体的には修学のためだけに保護者と住所を別にしてしている児童を明記するものでございます。

2 つ目は、条文中の障害児施設医療を障害児入所医療に改めるものでございます。

3 つ目は、非該当要件として、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者」を追加するものでございます。

4 つ目は、受給者本人及び扶養義務者の所得判定の基準について、引用する法律の改正に伴い修正を行います。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第 8 号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第 8 号については、原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） これより日程第9、議案第9号、熊野町介護保険条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第9号、熊野町介護保険条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町介護保険条例の一部を改正する条例案につきましては、改正内容としまして、主に4つございます。

まず、1点目は介護保険料の算定に用いる合計所得金額のうち、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除できることとされたものでございます。

2点目としまして、第1号被保険者から納付していただく介護保険料の3年に一度の見直しの時期であり、来年度から3年間の保険料額を定める必要がございます。これに加え、介護保険料の所得段階における合計所得金額の基準額を見直すものでございます。

3点目といたしましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の成立に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義の改正に対応するものでございます。

4点目といたしましては、平成30年度税制改正による影響が生じないように、介護保険法施行令の一部の改正がなされたことに伴うものでございます。

以上について、本条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、高齢者支援課長から説明させます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西村高齢者支援課長。

~~~~~○~~~~~

○高齢者支援課長（西村） 議案第9号、熊野町介護保険条例の一部を改正する条例案の詳細について、御説明申し上げます。

資料7、19ページを御覧ください。

このたびは4点について条例の改正を行っております。

1、譲渡所得に係る特別控除の適用についてです。

(1) 趣旨でございます。介護保険法施行令の一部改正により、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除額を控除できるとされたことについて所要の見直しを行うものでございます。

(2) 改正の主な内容です。平成30年度介護保険法施行令の改正については、介護保険制度において、第1号被保険者の保険料の判定に、所得の指標として合計所得金額を用いています。この合計所得金額は、土地を譲渡した場合に生じる売却収入等に対する税法上の特別控除が適用されないため、翌年の介護保険料が高額になる場合があります。土地の売却等には、災害や土地の収用等を含む本人の責めに帰さない理由による場合もあることから、そのような土地の売却収入等を所得として取り扱わないこととするよう、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用いて保険料の判定を行うものでございます。

令和2年度介護保険法施行令の改正では、租税特別措置法において低未利用地の活用を促進するため、個人が令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間に低未利用地の譲渡をした場合には、税法上の特別控除として、低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円を控除して得た額を用いて保険料の判定を行うものでございます。

続きまして、2、第8期介護保険料及び所得段階における合計所得金額の基準額の改正についてです。

(1) 趣旨でございます。令和3年度から令和5年度をその期間とする第8期介護保険事業計画の策定により見込まれた介護給付等対象サービスの見込料等に基づいた保険料額等について、介護保険法第129条に基づき条例に規定するものでございます。

(2) 改正の主な内容は、第8期計画期間の介護保険料額を定めるものでございます。年額6万8,355円、月額5,696円で、第7期と同額です。また、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、介護保険料の所得段階における第7段階から第9段階までの合計所得金額の基準が引き上げられることを踏まえ、国に準拠し改正するものでございます。

お手元の資料、下側の表を御覧ください。第7段階の合計所得金額について、120万円以上200万円未満のところを120万円以上210万円未満へ、第8段階については、200万円以上300万円未満を210万円以上320万円未満へ、第9段階については、300万円以上400万円未満を320万円以上400万円未満へ変更する

ものでございます。

続いて、資料 20 ページを御覧ください。3、新型コロナウイルス感染症の定義の改正について御説明いたします。

(1) 趣旨でございます。令和 3 年 2 月 3 日、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の成立に伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第 1 条の 2 を削る改正がされたためでございます。

(2) 改正の主な内容は、当該規定を引用して新型コロナウイルス感染症の定義をしている法律の規定については、新型コロナウイルス感染症の定義を具体的に記載するものでございます。

4、介護保険料率の算定に関する基準の特例について御説明いたします。

(1) 趣旨でございます。平成 30 年度税制改正において、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の控除額が改正されたことに伴い、介護保険法施行令の一部改正により、所要の見直しを行うものでございます。

(2) 改正の主な内容といたしましては、平成 30 年度税制改正により給与所得及び公的年金等に係る雑所得の控除額が 10 万円引き下げられたことから、第 1 号被保険者に不利益が生じないようにするため、合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は 10 万円を控除するものとし、介護保険料の算定に関する基準を定めるものでございます。

この条例の施行日は公布の日からとし、介護保険の適正な運営に努めてまいります。

説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8 番（沖田） 介護保険料が第 7 期と同額になった理由をお伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西村高齢者支援課長。

~~~~~○~~~~~

○高齢者支援課長（西村） 介護保険料につきましては、これから 3 年間の介護サービス

給付費の見込み等、それと介護認定率、それから人口推計、そういうものを併せて見てまいります。保険料を下げることも検討いたしましたけれども、これから熊野町の人口動態といたしましては後期高齢者が増えてまいります。それですので、2025年、これは団塊世代が後期高齢者になる年、それから2040年、団塊ジュニアの世代が後期高齢者になる年、そこまでが後期高齢者の方が増えてまいりますので、下げることも検討いたしましたけれども、急激な保険料の上昇を抑えるために基金のほうを取り崩させていただいて、これから毎年1期ずつ、1億円取り崩す予定と現在のところ推計いたしまして、前期と同額ということで算定をいたしました。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） ありがとうございます。高齢者の数が増えておりますので、上がるのではないかと懸念しておりましたけれども、同額に抑えていただきまして大変ありがとうございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございませんか。

光本議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（光本） ただいまの質疑に関連するんですが、基金を取り崩されたということですが、基金の残高は現在どのぐらいありますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西村課長。

~~~~~○~~~~~

○高齢者支援課長（西村） 令和2年3月末現在で6億9,042万8,889円ということで、それから令和2年度の決算としてもう少し積む予定になっておりますので、約7億強ということになります。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（光本） 6億5000ということは、私の感じとしては同額じゃなくて、沖田議員も言われましたけども、もっと取り崩して下げることも可能じゃなかったかと思うんですけども、そのあたりいかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西村課長。

~~~~~○~~~~~

○高齢者支援課長（西村） 先ほども申しましたように、後期高齢者が熊野町の場合、高齢者自体の人口のピークは令和2年度、それから後期高齢者の方は令和7年度がピークになります。ですが、それ以後も後期高齢者の比率が大変高うございまして、やはり高齢者の方が多いということになりますと、介護サービスを使われる可能性も高くなってまいりますので、一回下げてしまうとまた通常に戻すときに上がり幅が大きくなりますので、緩やかに上昇幅を抑えるということ、激変緩和ということも考えまして、今回同額とさせていただきます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第9号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は10時50分とします。

（休憩 10時35分）

(再開 10時50分)

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、会議を続けます。

これより日程第10、議案第10号、熊野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第10号、熊野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、町条例の一部を改正する必要があるものです。

詳細につきましては、高齢者支援課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西村高齢者支援課長。

~~~~~○~~~~~

○高齢者支援課長（西村） 議案第10号、熊野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の詳細について、御説明申し上げます。

資料8、25ページを御覧ください。

1、趣旨でございます。このたび指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、介護予防支援、居宅介護支援に係る事業の人員や設備、運営に関する基準が見直しされたため、熊野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例、熊野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例、熊野町指定介護予防支援等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な方法に関する基準を定める条例及び熊野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例、以

上4つの条例の一部を改正するものです。

2、主な改正の内容です。新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で、さらに少子高齢化により介護人材確保が難しくなる点を踏まえ、令和3年度介護報酬改定の趣旨に沿った5つの内容を踏まえた改正とします。

- (1) 感染症や災害への対応力強化。
- (2) 地域包括ケアシステムの推進。
- (3) 自立支援・重症化防止の取組の推進。
- (4) 介護人材の確保・介護現場の革新。
- (5) 制度の安定性・持続可能性の確保です。

今回の改正の対象となるのは、枠で囲んでいる14のサービス事業者です。このうち現在熊野町にあるサービス事業者は太字で表記しているものです。

また、5つの改正の内容につきましては、次の26ページから左に概要を、右に対象となるサービス事業者を、括弧には対象となる改正条例を記載しております。

資料30ページをお開きください。

3、この条例の施行日は、令和3年4月1日とし、生活援助の訪問回数の多い利用者等への対応に関する改正につきましては、令和3年10月1日の施行とします。事業所に対し、この基準に従い指導監督を行い、地域密着型サービス等の適正な運営に努めてまいります。

説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（尺田） 議案のほうの23ページ、第3条第3項になるんですかね、下から6行目なんですけども、この中で、利用者の人権の擁護、虐待防止ということがうたわれているんですけども、熊野町でこういった事例の報告というのがこれまでにあったのかお伺いしたいと思います。このことについては、近年、報道等で割と話題にされていることなので、利用者なり、家族なりが割と警戒していることなので、お伺いしたいと思います。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 西村高齢者支援課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○高齢者支援課長（西村） 施設等の虐待案件につきましては、新聞、テレビ報道でされるような大きなものはございませんが、拘束でありますとか、認知の方がちょっと動き回られたりということがあることで、拘束に当たるんじゃないのかなというような案件を御相談いただくことは数件ございました。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 尺田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○5番（尺田） 例えばこれに抵触した場合なんですけども、この条例に基づいてどういった措置を事業者に対して行われるんでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 西村課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○高齢者支援課長（西村） 措置というよりは、指導をして改善をしていただくようになります。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 尺田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○5番（尺田） この部分の後のところですね、必要な体制の整備を行うというふうにならっているんですけども、具体的にどういった体制の整備というものをを行う予定なんでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 西村課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○高齢者支援課長（西村） 施設での虐待に考えられるものとしましては、職員の知識不足というのも多々ございます。これぐらいはいいんじゃないかとかということもござい

ますので、施設の中で話し合う協議会ですとか、第三者を入れた協議会などを立ち上げると、そういうふうなことを考えております。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（尺田） 施設内での協議会ということなんですけども、例えば町主体でそういった協議会なり、研修会というものを行うということは、計画はないのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西村課長。

~~~~~○~~~~~

○高齢者支援課長（西村） 熊野町の場合、高齢者虐待ネットワークという協議会のほうを設置しておりますので、施設の方にもおいでいただいたり、専門家の方に話を聞いたりとしながら対応してまいりたいと思っております。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 職員配置要件の緩和についてなんですけれども、計画作成担当者の配置について、ユニットごとに1年以上の配置から、事業所ごとに1年以上の配置に緩和ということで、人材不足ですので仕方がないんですが、緩和をされたことによってサービスの質の低下が懸念されるのですが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西村課長。

~~~~~○~~~~~

○高齢者支援課長（西村） 施設の人員の緩和でございますけど、必要な人員は必ず確保いたしますので、サービスの低下にはつながらないと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 国では、この介護人材の確保のために20万円の貸付けを行って、研修

をされた後に介護職を何年か勤めたら返済が要らないといったような制度もありますので、こういう制度がありますよということを知らない方が多いので、ぜひ周知していただいて、介護人材の確保にも努めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第10号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第11、議案第11号、町道の路線認定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第11号、町道の路線認定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

町道の路線認定につきましては、宮ヶ迫3号線ほか1路線を道路法の規定に基づき町道として路線認定を行うものでございます。

詳細につきましては、建設農林部次長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 堂森建設農林部次長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部次長（堂森） 議案第11号、町道の路線認定の詳細につきまして、お手元の資料103ページからの資料9により御説明申し上げます。

場所につきましては、103ページに町道認定路線表及び位置図を、また各路線の詳細につきましては、104ページから107ページまでに詳細図及び地番図を添付しておりますので、御参照ください。

今回認定する2路線は、都市計画法に基づく開発行為により施工された道路で、既に町に寄附を受けているものでございます。

それでは、103ページに戻りまして、資料上段の認定路線表を御覧ください。

まず1路線目、路線番号724、宮ヶ迫3号線です。延長は56.5メートル、幅員6.0メートルから12.8メートルです。起点は、中溝五丁目3422番4地先、終点は3419番6地先です。

次に、2路線目、路線番号725、二反田前地3号線です。延長は65.6メートル、幅員6.0メートルから11.3メートルです。起点は、萩原六丁目6108番4地先、終点は6108番17地先です。

説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第11号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第12、議案第12号、令和2年度熊野町一般会計補正

予算（第9号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第12号、令和2年度熊野町一般会計補正予算（第9号）案につきましては、既定の歳入歳出予算総額から、それぞれ1億2,176万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を125億4,792万6,000円とするものでございます。また、第2条で継続費の補正について、第3条で繰越明許費の補正について、第4条で地方債の補正についてお願いするものでございます。

一般会計補正予算案の詳細につきましては、副町長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 岩田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（岩田） 議案第12号、令和2年度熊野町一般会計補正予算（第9号）案の内容につきまして、御説明を申し上げます。

まず、歳入から御説明いたします。16ページをお開きください。

歳入につきましては、款ごとに主な増減を御説明いたします。

第1款・町税につきましては、全体で3,264万2,000円の増額でございます。この主な要因は、第1項・町民税において、個人町民税が不動産の譲渡所得等の増に伴い1,384万4,000円の増額、法人町民税では法人の所得に応じて課税される法人税割額の減額により296万1,000円の減額となり、個人、法人合わせて1,088万3,000円の増額でございます。

第2項・固定資産税では、償却資産の増額により1,822万3,000円の増額。

第4項・町たばこ税では、加熱式たばこ等の税率が改正されたことにより460万6,000円の増額でございます。

第3款・利子割交付金から、18ページ、第8款・環境性能割交付金までにつきましては、県からの配分見込額に応じて補正を行うものでございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。第14款・国庫支出金につきましては1億339万8,000円の増でございます。この主な要因は、第1項・国庫負担金において、公共土木施設災害復旧事業の歳出予算減額に伴う5,383万3,000円の減

額などにより、計7,622万2,000円の減額でございます。

ページをめくっていただきまして、第2項・国庫補助金の衛生費補助金では、新型コロナウイルスワクチン接種などに係る補助金6,337万4,000円の増額、土木費補助金では、筆の里工房周辺整備事業などに係る4,760万6,000円の増額。次のページに移りまして、災害復旧費補助金では、過年度の農林水産業災害費補助金の確定に伴い5,348万1,000円の増額などによりまして、計1億7,962万円の増額でございます。

次に、第15款・県支出金につきましては1,338万4,000円の減額でございます。この主な要因は、第1項・県負担金において、保育所等運営事業の歳出予算減額に伴う児童福祉負担金861万5,000円の減額など、全体で1,163万2,000円の減額。

28ページをお開きいただきます。第2項・県補助金では、放課後児童健全育成事業における子ども・子育て支援交付金364万円の減額などにより、全体で590万8,000円の減額でございます。

ページをめくってください。第3項・県委託金では、権限移譲された県道の維持管理に係る道路橋梁費委託金203万9,000円の増額など、全体で415万6,000円の増額でございます。

第17款・寄附金につきましては、現在までの寄附実績から算出し、一般寄附金、災害復旧・復興支援寄附金、感染症予防対策支援寄附金を合わせて724万5,000円の増額でございます。

32ページを御覧ください。第18款・繰入金につきましては2億417万4,000円の減額でございます。主な要因といたしましては、事業費の減に伴い財政調整基金繰入金を1億1,080万6,000円減額、そのほか公共施設等整備基金繰入金8,930万円、筆の里づくり基金繰入金377万1,000円などをそれぞれ減額したことなどがございます。

第20款・諸収入につきましては1,393万9,000円の減額でございます。この主な要因は、第1項・延滞金・加算金及び過料におきまして、固定資産税などに係る延滞金150万円の減額、第4項・受託事業収入においては、町内一斉清掃の中止による河川清掃等受託事業収入136万5,000円の減額など、178万8,000円でございます。

ページをめくっていただきまして、34ページから36ページまでの第5項・雑入において、23節・資源物売却益280万円の減、29節・小中学校における給食の喫食実績による学校給食保護者負担金450万円の減など、全体で1,065万1,000円の減額でございます。

36ページ中段から39ページまでの第21款・町債につきましては1,585万1,000円の減額でございます。主な内容といたしましては、第2目・土木債では、国の補正予算第3号で措置されました筆の里工房周辺整備事業に係る財源として、公共事業等債都市公園事業6,540万円など、全体で8,030万円の増額でございます。

第3目・消防債につきましては、防災行政無線デジタル化事業の事業費の整理による5,500万円の減額など、4,670万円の減額でございます。

ページをめくっていただきまして、第4目・教育債では、旧中公民館の解体費用の財源としていた公共施設等適正管理推進事業債について借入れを行わないことにしたため2,640万円の減など、3,520万円の減でございます。

次に、第12目・減収補填債は、今年度に限り、地方消費税交付金などが減収となった場合に発行が可能となり、地方消費税交付金1,235万5,000円、たばこ税707万3,000円など、減収として見込まれる2,034万9,000円を計上しております。

そのほか事業費の見込みに伴い各事業債の調整を行ってございます。

なお、これに伴い、8ページから11ページの第4表地方債補正において、地方債限度額を補正するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。40ページからとなります。

歳出につきましては、主に国の補正予算に伴う事業の計上、執行残の減額などの予算整理でございます。説明に当たりましては、執行残の減額を除いた主な内容について、事業別に御説明いたします。

45ページ上段を御覧ください。第2款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費では、庁舎維持管理事業において、庁舎の新型コロナウイルス感染予防として換気設備等を機能強化するための工事費など、1億3,458万6,000円の増額でございます。庁舎の工事に関しましては翌年度において執行する予定でございます。

少し飛びまして、56ページをお願いいたします。第4項・戸籍住民基本台帳費、第1目・戸籍住民基本台帳費では、マイナンバーカードの申請数が増加したことにより、

カード作成に要する経費として、地方公共団体情報システム機構への負担金など1,042万8,000円の増額でございます。

60ページをお願いいたします。第5項・選挙費、第5目・参議院議員選挙費では、参議院議員選挙の再選挙に伴う準備経費として105万5,000円の増額でございます。

続いて、68ページ、第3款・民生費でございます。第1項・社会福祉費、第8目・介護保険費の介護保険一般事業において、介護保険特別会計繰出金の増などにより309万8,000円の増額でございます。

次に、79ページをお開きください。生活習慣病予防対策事業におきまして、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、集団健診を中止したことなどによる3,467万8,000円の減額でございます。

次の新型コロナウイルスワクチン接種事業においては、令和3年4月以降に予定しているワクチン接種の体制整備等に係る費用として6,905万円を計上しており、これには翌年度において執行する費用も含まれております。

続きまして、90ページ、第6款・商工費でございます。第1項・商工費、第1目・商工振興費の商工振興事業におきましては、県が実施する頑張る飲食事業者応援事業に係る負担金540万円の計上がございますが、プレミアム付クーポン券発行等の委託業務の事業費の整理による減などにより、全体では1,333万1,000円の減額でございます。

なお、頑張る飲食事業者応援事業につきましては、県への負担金の確定が翌年度となるため、全額が翌年度への繰越しとなります。

96ページをお願いいたします。第7款・土木費、第2項・道路橋梁費、第3目・道路新設改良費では、国の補正予算第3号の措置などに伴い、目全体で2,568万6,000円の増額でございます。このうち、町道福垣内二反田前地線改良事業、町道三村岡隠田線改良事業及び町道城之堀線（城之堀六丁目工区）改良事業につきましては、翌年度において執行する予定でございます。

100ページをお願いいたします。下段の第4項・都市計画費、第2目・公園費では、次のページの筆の里工房周辺整備事業について、国の補正予算第3号の措置等により9,343万4,000円の増額でございます。このうち施設整備等の費用については、翌年度において執行いたします。

104ページ、第5項・住宅費、第1目・住宅管理費では、コーポラス熊野管理事業におきまして、維持管理計画の見直しにより、外壁改修工事からひさし防水改修工事へと変更したことなどにより5,283万8,000円の減額でございます。

続きまして、106ページをお願いいたします。第8款・消防費、第1項・消防費、中段の第4目・水防費では、災害予防及び応急対策事業において、防災行政無線デジタル化の事業費の整理などにより5,982万1,000円の減額でございます。

ページをめくっていただきまして、避難路整備事業では、社会資本整備総合交付金が追加措置されたことなどにより1,859万8,000円の増額でございます。事業費につきましては、翌年度での執行を予定しております。

次のページの防災施設整備事業につきましては、西部地域の防災拠点としてくまのみらい交流館敷地内にペット同伴での避難が可能な防災センターの整備費など3,965万6,000円の増額でございます。防災センターの整備につきましては、令和3年度当初予算で計上させていただいております費用を合わせての整備となり、翌年度において一体的に執行してまいります。

第9款・教育費、第1項・教育総務費、第2目・事務局費では、112ページ、小中学校感染症対応事業として、学校が休業となった際にタブレット端末をより有効に活用できるよう、電子黒板の購入費用など6,514万6,000円の増額でございます。こちらについても翌年度において執行を予定してございます。

ページをめくっていただきまして、第2項・小学校費、第1目・学校管理費の小学校施設維持管理事業につきましては、第二小学校の特別支援学級の学級数が増えることから、個々の特性に応じた授業を行うため、教室を区切るパーティションの設置と老朽化している床等の改修費用など354万3,000円の増額でございます。このうち教室を区切るためのパーティション設置費用280万円につきましては、翌年度に執行をいたします。

次に、120ページ下段から123ページ上段の第3項・中学校費でございます。第1目・学校管理費、中学校施設維持管理事業につきましては、新型コロナウイルス感染予防のため、両中学校職員室の換気機能の強化等で空調の整備費用として462万円を増額しております。本事業の全額を翌年度に繰り越して執行する予定でございます。

続きまして、126ページをお開きください。第5項・社会教育費、第2目・町民会館費、町民会館施設管理事業につきましては、12月定例会において講堂の天井改修費

として6,000万円の議決をいただいておりますが、その後、新型コロナウイルスワクチン接種会場として使用することが決まり、工事実施時期について再調整が必要となったことから減額することとし、事業全体で6,252万2,000円の減額でございます。これに伴いまして、既に議決済みの繰越明許費6,000万円についても、廃止をしております。

136ページをお願いいたします。第10款・災害復旧費、第2項・土木施設災害復旧費、第2目・過年度土木災害復旧費につきまして、公共土木施設災害復旧事業において、今年度の執行見込額に基づき、工事請負費など5,110万円の減額でございます。

なお、補正後の予算額2億7,002万1,000円のうち、1億1,130万円を翌年度に繰り越して執行する予定としております。

次のページをお開きください。第12款・諸支出金、第1項・基金費、第1目・基金費の基金事業につきましては、筆の里づくり基金への積立金3,536万7,000円の増額でございます。こちらにつきましては、ふるさと納税、災害復旧・復興支援金、感染症予防対策支援金として寄附を受けたものについて基金を積み立てるものでございます。

以上が歳入歳出予算補正の主な内容でございます。

次に、6ページに少しお戻りください。第2表継続費補正では、防災行政無線デジタル化事業について、今年度末で事業が完了となるため、事業費の整理を行い、令和2年度年割額及び総額について、それぞれ5,500万円を減額するものでございます。

続きまして、第3表繰越明許費補正、「1、追加」につきましては、国の補正予算に係るものと年度内の執行が困難となった経費について、翌年度に繰り越して使用するために、合計で6億5,256万5,000円を計上しております。

ページをめくっていただきまして、「2、変更」につきましては、入札執行による結果から、限度額を減額するものでございます。

「3、廃止」につきましては、先ほど申しました町民会館講堂の天井改修工事について、今年度予算での執行を見送ったことによるものでございます。

続きまして、中段の第4表地方債補正、「1、追加」は、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債について、国の補正予算で措置された町道城之堀線改良事業が、防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策計画の事業として採択されたことから270万円を、減収補填債につきましては、地方消費税交付金等について減収が見込まれるた

め減収見込額の2,034万9,000円を、それぞれ追加するものでございます。

続きまして、下段から11ページまでの「2、変更」につきまして御説明を申し上げます。限度額を減額しております緊急防災・減災事業債、災害復旧事業債につきましては、入札結果による事業費の整理による減額でございます。

続いて、限度額が増額となった公共事業等債につきましては、国の補正予算等の交付決定による事業費の増額。10ページの公共施設等適正管理推進事業債については、本事業債の対象となる道路改修事業の追加、緊急自然災害防止対策事業債につきましては、農業用施設の改修が緊急自然災害防止対策事業として国から事業承認を得られたことに伴い増額をするものでございます。

次の「3、廃止」につきましては、旧中公民館の解体費用について、公共施設等適正管理推進事業債の借入れを予定しておりましたが、今年度の予算執行状況等から交付税措置のない本町債の借入れについては廃止をするというものでございます。

令和2年度熊野町一般会計補正予算（第9号）案についての説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 91ページ、頑張る飲食事業者応援事業町負担金なんですけれども、これは1事業所当たり30万円で、町負担が10万円と伺っておりますが、この予算を見ると54事業所というふうに考えてよろしいですかね。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 榎並産業観光課長。

~~~~~○~~~~~

○産業観光課長（榎並） 県のほうの試算によりますと、対象事業者は72の事業所となっております。その約7割を見込んでという形での予算になっております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) これをもって討論を終結します。

これより議案第12号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、議案第12号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

これより日程第13、議案第13号、令和2年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第13号、令和2年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算

(第3号)案につきましては、既定の歳入歳出予算総額からそれぞれ455万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を24億4,397万円とするものでございます。

歳入の主な内容は、国民健康保険税837万4,000円の減額、国民健康保険税の減免に対する補助として国庫支出金621万6,000円の増額などがございます。

歳出の主な内容は、高額療養費の増などによる保険給付費1,076万円の増額、住民健診等の中止による保健事業費1,372万3,000円の減額などがございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) これをもって討論を終結します。

これより議案第13号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、議案第13号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) これより日程第14、議案第14号、令和2年度熊野町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第14号、令和2年度熊野町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ2,639万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億7,874万3,000円とするものでございます。

歳入の主な内容は、分担金及び負担金1,423万1,000円の増額、繰入金3,124万8,000円の減額などがございます。

歳出の主な内容は、流域下水道維持管理負担金の確定等による総務費1,351万5,000円、流域下水道建設負担金の確定等による事業費1,194万円の減額などがございます。

また、第2条の地方債の補正では、事業費の精査に伴い、限度額を1億7,940万円から1億6,620万円に変更するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) これをもって討論を終結します。

これより議案第14号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、議案第14号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) これより日程第15、議案第15号、令和2年度熊野町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第15号、令和2年度熊野町介護保険特別会計補正予算(第3号)案につきまして、御説明を申し上げます。

保険事業勘定につきましては、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ4,391万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億6,354万1,000円とするものでございます。

歳入の主な内容は、介護サービス給付費の増額による支払基金交付金1,510万1,000円、国庫支出金905万8,000円、県支出金898万1,000円等の増額でございます。

歳出の主な内容は、居宅や施設といった介護サービス利用者の増による保険給付費5,979万8,000円の増額、利用実績による地域支援事業費583万9,000円の減額、保険給付費を増額したことによる基金積立金504万4,000円の減額などでございます。

続きまして、介護サービス事業勘定につきましては、既定の歳入歳出予算総額からそれぞれ30万円を減額し、歳入歳出予算の総額を908万9,000円とするものでございます。

歳入の内容は、繰入金30万円の減額でございます。

歳出の内容は、介護予防プラン作成委託料の減により事業費30万円を減額するものでございます。

また、第2条の繰越明許費では、年度内の執行が困難となったシステム改修費に係る経費を翌年度に繰り越して使用するために505万6,000円を計上しております。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終わります。

これより議案第15号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号については、原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） これより日程第16、議案第16号、令和2年度熊野町上水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○町長（三村） 議案第16号、令和2年度熊野町上水道事業会計補正予算（第3号）案につきましては、収益的収入予定額を1,521万1,000円増額し、総額を5億6,719万6,000円とし、収益的支出予定額を217万5,000円減額し、総額を5億293万2,000円とするものでございます。

また、資本的収入予定額を295万9,000円減額し、総額を2,362万7,000円とし、資本的支出予定額を131万7,000円減額し、総額を6,355万6,000円とするものでございます。

収入の主な増額の内容といたしましては、開発事業に伴う負担金等の増額でございます。

支出の主な減額の内容といたしましては、県道拡幅工事等に係る修繕費の減額や、給配水事業等に係る委託料等の執行残額でございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第16号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は13時30分とします。

（休憩 11時45分）

（再開 13時30分）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。これより日程第17、議案第17号、令和3年度熊野町一般会計予算についてから、日程第22、議案第22号、令和3年度熊野町上水道事業会計予算についてまでを一括議題としたいと思いますが、これに御異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、日程第17、議案第17号から、日程第22、議案第22号までを一括議題とすることに決定しました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） これより日程第17、議案第17号から、日程第22、議案第22号までを一括議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~  
○町長（三村） 議案第17号から第22号まで一括して提案理由を御説明申し上げます。

令和3年度歳入歳出予算書を御覧ください。

まず、議案第17号、令和3年度熊野町一般会計予算案ですが、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ89億1,038万3,000円とするものでございます。

2ページからの歳入ですが、主な内容といたしまして、町税23億5,859万4,000円、地方交付税22億8,300万円、国庫支出金14億835万円、県支出金7億5,409万5,000円、町債6億8,785万6,000円などでございます。

次に、5ページからの歳出ですが、主な内容といたしまして、総務費は11億4,513万4,000円で、庁舎維持管理事業として、庁舎の外壁工事、防水工事に要する経費などを計上しており、全体の12.9%を占めております。

民生費は38億5,084万2,000円で、障害者総合支援事業として、障害者等のニーズに応じたサービスの給付を行う経費のほか、保育所運営事業として、町内保育所及び認定こども園への入所、私立幼稚園への施設型給付による乳幼児の健全育成に要する経費などを計上しており、43.2%を占めております。

衛生費は7億6,232万2,000円で、新型コロナウイルスワクチン接種事業として、ワクチンの接種体制を整備し、町民に対して円滑にワクチン接種を実施する経費のほか、廃棄物収集運搬事業として、一般廃棄物の収集運搬委託による生活環境の保全及び公衆衛生の向上に要する経費などを計上しております。8.6%を占めております。

土木費は8億7,812万5,000円で、町道呉萩線・呉地・萩原工区改良事業や、町道城之堀線改良事業など、通過交通の円滑化や通学路として歩行空間を確保するための道路改良事業を実施する経費のほか、筆の里工房周辺整備事業として、引き続き筆の里工房と一体となった観光交流拠点として公園整備を行う経費などを計上しており、9.9%を占めております。

教育費は8億8,826万5,000円で、学校支援事業として、GIGAスクール構想の推進に向け、タブレット導入初期の技術的支援やICT機器を活用した教育の実務的支援を行う経費のほか、小・中学校施設維持管理事業として、老朽化した校舎等の屋根・屋上の防水工事を実施し、安全・安心な教育環境を維持する経費などを計上しており、10.0%を占めております。

次に、7ページでは、第2表で3件の債務負担行為を、第3表では12件の地方債を

定めております。

次に、議案第18号、令和3年度熊野町国民健康保険事業特別会計予算ですが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億5,041万5,000円とするものでございます。

2ページの歳入のうち主な内容は、国民健康保険税4億3,665万6,000円、県支出金16億5,589万9,000円、繰入金1億5,044万9,000円でございます。

3ページの歳出のうち主な内容は、保険給付費22億278万4,000円、保健事業費2,791万7,000円でございます。

次に、議案第19号、令和3年度熊野町公共下水道事業特別会計予算ですが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,542万円とするものでございます。

2ページの歳入のうち主な内容は、使用料及び手数料2億7,395万8,000円、繰入金3億1,929万9,000円、町債1億6,030万円でございます。

3ページの歳出のうち主な内容は、総務費2億1,211万4,000円、事業費5,300万2,000円、公債費4億9,930万4,000円でございます。

次に、4ページでは、第2表で地方債を定めております。

次に、議案第20号、令和3年度熊野町後期高齢者医療特別会計予算ですが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,554万1,000円とするものでございます。

2ページの歳入のうち主な内容は、後期高齢者医療保険料3億6,335万5,000円、繰入金4億5,112万円でございます。

3ページの歳出のうち主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金8億1,218万4,000円でございます。

次に、議案第21号、令和3年度熊野町介護保険特別会計予算ですが、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億6,955万7,000円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ891万4,000円とするものでございます。

まず、保険事業勘定についてですが、4ページの歳入のうち主な内容は、保険料5億5,008万6,000円、支払基金交付金6億2,346万4,000円、国庫支出金4億7,755万3,000円、県支出金3億4,719万4,000円、繰入金3億6,971万円でございます。

5 ページの歳出のうち主な内容は、保険給付費 2 2 億 4, 9 6 0 万円、地域支援事業費 9, 3 6 0 万 2, 0 0 0 円でございます。

次に、介護サービス事業勘定についてですが、8 ページの歳入のうち主な内容は、サービス収入 6 3 0 万 7, 0 0 0 円、繰入金 2 2 0 万 3, 0 0 0 円でございます。

9 ページの歳出の内容は、事業費 8 9 1 万 4, 0 0 0 円でございます。

次に、議案第 2 2 号、令和 3 年度熊野町上水道事業会計予算ですが、収益的収入及び支出では、収益的収入予定額を 5 億 3, 2 3 6 万 5, 0 0 0 円、収益的支出予定額を 4 億 8, 3 2 4 万 5, 0 0 0 円とするものでございます。

また、資本的収入及び支出では、資本的収入予定額を 1, 7 4 9 万 4, 0 0 0 円、資本的支出予定額を 7, 7 0 5 万 6, 0 0 0 円とするものでございます。

以上が、一般会計及び 4 つの特別会計並びに上水道事業会計に係る令和 3 年度当初予算の提案説明でございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りします。ただいま提案されました令和 3 年度の熊野町一般会計予算及び各特別会計予算について、並びに熊野町上水道事業会計予算については、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに一括して審査を付託したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、令和 3 年度の熊野町一般会計予算及び各特別会計予算について、並びに熊野町上水道事業会計予算については、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに一括して審査を付託することに決定しました。

暫時休憩します。

（休憩 1 3 時 4 2 分）

（再開 1 3 時 4 3 分）

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。ただいま設置しました予算特別委員会の委員長及び副委員長は議長に

おいて指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員長及び副委員長は議長において指名することに決定しました。

お諮りします。予算特別委員会の委員長に山野議員、副委員長に中島議員を指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員長に山野議員、副委員長に中島議員を指名することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) これより日程第23、発議第1号、熊野町議会会議規則の一部を改正する規則案についてを議題とします。

提案者から趣旨説明を求めます。時光議員。

~~~~~○~~~~~

○10番(時光) それでは、熊野町議会会議規則の一部を改正する規則を発議した趣旨につきまして、御説明いたします。

令和3年2月9日、全国町村議会議長会が標準町村議会会議規則の一部を改正されました。その改正の内容及び理由ですが、第2条の欠席の届出について、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活躍しやすくなる環境整備の一環として、出産、育児、介護など、議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、議会への欠席理由を整理するとともに、出席については、母性保護の観点から産前産後の欠席期間を規定するように改められました。また、第89条の請願者の記載事項等については、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について、請願者に一律に求められている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改められております。この標準町村議会会議規則の改定を受けまして、熊野町議会会議規則においても同様の改正を行うものでございます。

以上、御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で趣旨説明を終わります。

発議第1号については、議員全員が賛成のため、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これより発議第1号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号については、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

それでは、本日はこれにて散会とします。

（散会 13時47分）